

第 24 条第 1 項中「第 20 条第 4 項」を「第 14 条第 4 項若しくは第 15 条第 3 項第 6 号」に、「第 22 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 20 条第 4 項、第 22 条第 2 項」を「第 14 条第 4 項、第 15 条第 3 項第 6 号、第 24 条第 2 項」に、「又は第 20 条第 4 項各号、若しくは第 22 条第 1 項各号」を「、又は第 14 条第 4 項各号、第 15 条第 3 項第 6 号若しくは第 24 条第 1 項各号」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 26 条とする。

4 第 1 項及び第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。第 23 条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「第 20 条第 4 項の規定、第 21 条」を「第 14 条第 4 項若しくは第 15 条第 3 項第 6 号の規定、第 23 条」に改め、「限度において」の次に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の権限を定めて」を加え、「又は原状回復」を「若しくは原状回復」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 25 条とする。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。第 22 条第 1 項中「その旨」を「対し、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項」に改め、同条第 3 項中「届け出」を「届出」に改め、同条第 7 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 24 条とする。

(2) 第 29 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従って行うもの

第 21 条中「前条第 4 項」を「第 14 条第 4 項及び第 15 条第 3 項第 6 号」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第 23 条とする。

第 20 条第 3 項中「第 12 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 4 号の 2」を「第 5 号」に改め、第 10 号を第 14 号とし、第 9 号を第 12 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(13) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

第 20 条第 4 項第 8 号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(11) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第 20 条第 4 項中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第 20 条第 4 項中第 4 号の 2 を第 5 号とし、同条第 4 項に次の 1 号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第 20 条第 5 項中「同項第 4 号の 2」を「同項第 5 号」に改め、「同号に掲げる行為」の次に「若しくは同項第 7 号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第 8 項中「前 4 項」を「第 4 項から前項まで」に改め、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加え、第 4 章第 20 条を第 14 条とする。

(2) 第 29 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従って行うもの

第 4 章中第 14 条の次に次の 8 条を加える。

(利用調整地区)

第 15 条 知事は、県立自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第 1 項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第 4 項の許可を受けた行為(第 43 条第 1 項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は前条第 5 項若しくは第 7 項の届出をした行為(第 43 条第 2 項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合